

○藤沢市代表監査委員規程

平成20年3月26日

監査告示第1号

改正 令和5年3月29日監査告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、代表監査委員の選任及び職務について、必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員の選任の方法)

第2条 代表監査委員の選任は、監査委員全員の合議による。

(職務代理)

第3条 代表監査委員に事故があるとき又は代表監査委員が欠けたときは、識見を有する者のうちから選任された監査委員が、その職務を代理する。

(職務)

第4条 事務局長、書記その他の職員の任免は、代表監査委員が行う。

2 代表監査委員が処理する庶務に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員会議の開催に関すること。
- (2) 各種の監査委員連絡会議に関すること。
- (3) 監査、検査及び審査の執行通知に関すること。
- (4) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)の規定により実施機関が行う事務に関すること。
- (5) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び藤沢市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例(令和4年藤沢市条例第17号)の規定により実施機関が行う事務に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、庶務に関すること。

(令和5監査告示3一部改正)

(専決事項)

第5条 監査委員に関する事務の運営を円滑にするため、次に掲げる事項は、代表監査委員が専決処理することができるものとする。

- (1) 監査委員の協議により決定した事項の執行
- (2) 訓令その他の規程の制定改廃に係る事務手続

(3) 監査、検査及び審査の執行の通知

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。